

光の森の丘 入所までのご案内

【特別養護老人ホームとは…】

食事・入浴・排泄などの介護が必要で、在宅での生活が困難な方に入所していただき、介護サービスを提供する施設です。

【施設へ入所できる方】

介護保険で要介護3～5に認定された方。※要介護1または2の方のうち、居宅において日常生活を営むことが困難なことについて以下の要件に該当し、特例的な施設への入所が認められる方。

- ① 認知症であるものであって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であるということ。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢または病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

【入所までの流れ】

申込書類提出 入所申込書・個別状況調査票、介護保険証（写）等
相談窓口にて受け付けます。

書類にてご本人様の状態を確認させていただき、待機者名簿に登録します。

※要介護1または2の方でお申し込みを希望される方は郡山市へ「特例入所の意見書
交付願」を提出し、郡山市より認可された場合に待機者名簿への登録を行います。

↓

空室ができ、順番がきたら連絡

ご本人様の生活状況・ADL等の確認の為、訪問させていただきます。
また、状況により健康診断書の提出をお願いすることがあります。

↓

入所判定会議

訪問調査の結果・各資料に基づき、入所順位検討会議にて施設での生活が可能かどうか検討します。

↓

入所可

契約書、入所手続きについて説明し
入所日等を決定します。

↓

入所

利用契約書等の書類を提出していただきます。

↓

入所不可

入所不可となった理由について
ご連絡します。